

平成22年 6月16日

平成22年 6月16日

標 茶 町 議 会

議案第48号・議案第49号

審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録目次

第1号（6月16日）	
開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第48号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第49号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	12
総括質疑	
深見 迪 君	14
後藤 勲 君	19
舘田 賢治 君	22
閉会の宣告	32

議案第48号・議案第49号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成22年6月16日（水曜日） 午前10時01分 開会

付議事件

議案第48号 平成22年度標茶町一般会計補正予算

議案第49号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

○出席委員（15名）

委員長	黒沼俊幸君	副委員長	深見迪君
委員	田中進君	委員	越善徹君
〃	伊藤淳一君	〃	菊地誠道君
〃	後藤勲君	〃	林博君
〃	小野寺典男君	〃	末柄薫君
〃	舘田賢治君	〃	田中敏文君
〃	川村多美男君	〃	小林浩君
〃	平川昌昭君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君

教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから議案第48号・議案第49号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時01分開会)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長には、黒沼委員を推薦いたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から、委員長に黒沼の指名がありました。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には黒沼が当選いたしました。

◎副委員長の互選

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 副委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 副委員長には、深見委員を指名いたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま平川委員から、副委員長に深見委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には深見委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第48号及び議案第49号

○委員長（黒沼俊幸君） 委員会に付託を受けました議案第48号、議案第49号を議題といたします。

議題2案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案2案の歳入歳出予算の補正は、歳入と歳出に分け、議案第48号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第48号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文委員。

○委員（田中敏文君） 地域交通対策費の中で、負担金及び交付金の中で、10.12%の275万1,000円上がっていますが、これは車両等の入れかえとも伺ってはいたのですが、どの程度の車両の入れかえなのか、またその辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

標津線代替バスでございますが、車両の更新につきましては8年ごととなっております、代替バス総台数が8台ありますが、そのうちの1台になってございます。車両の大きさにつきましては69人乗り、総額では2,717万9,440円でありまして、委員ご指摘のように、私どもの負担割合が10.12%、それが275万1,000円となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 地域振興費の中で、説明ではコミュニティ助成事業助成金と、これは100%の事業ということでお伺いいたしましたが、この事業費というのは国からの事業が100%ということかなと思いますけれども、申請行為につきましては、地域からの声を上げて取り上げて、それを申請するということなのか、そういった手法についてはどの程度の申請行為がされているのかということをお伺いします。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

コミュニティ助成事業助成金につきましては、財団法人の自治総合センターが行っている部分でありまして、昭和53年から全国自治宝くじの売上金の一部を原資として行っている宝くじの普及及び広報を目的としている事業助成でございます。一般コミュニティー、それからコミュニティセンター、自主防災組織育成、青少年の健全育成等の各事業がありますが、今回につきましては一般コミュニティー助成になってございます。

これにつきましては、各団体からの申請がありまして、それを自治総合センターのほうへ伝達して承認を受けて今回に至っているという内容でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 火葬場の管理費の中で委託料30人分弟子屈町へのあれという形で、これ大体工事にかかわる分、何月ごろを予定されて、周知方法はどのようにされるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 火葬場の炉の発注につきましては、8月を予定しております。住民の周知につきましては、町の広報等を含めて、各公民館の公民館だより等にも依頼しま

して、周知を図っていききたいと。

実際には、3カ月の休止期間を予定しておりますので、3カ月分ということでの計上をさせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 畜産業費の中で口蹄疫、これ説明では今回の口蹄疫対策費の中、主なものは消石灰、防護服等に係る費用という説明を聞いておりますけれども、これらについての具体的な数であるとか金額、大まかで結構ですから、教えていただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 口蹄疫対策で自防協に対する補助金、負担金の内訳についてお答えいたします。

負担金500万円となっておりますが、自防協のほうでは農協から250万円、それから町から500万円の助成を受けて活動をしようとするものでございます。

内容につきましては、当座500万円を消毒資材の購入等に充てるということで考えておりました。消石灰については360戸分で3,600袋、それから町内施設用として1,000袋の購入を考えております。また、消毒用資材として踏み込み槽等の薬品についても、これは炭酸ソーダなのですけれども、各戸に1袋ずつということで400袋ほど購入することで考えております。その他、踏み込みマット等あるいは防護服を購入するというので、第1次的な対策費として500万円、残りの250万円につきましては、今後の対策ということで考えているのですけれども、先ほど道議会のほうでも議決されました補正予算の中に、消毒用の資材等が含まれているということもありまして、その第2次的な対策につきましては、それらの施策が公表された後に、あわせて考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 大体わかりましたけれども、この中で、以前お聞きした中で、従来共済のほうで防疫車の運行、それが中心になって2台ほど役場とそれから育成牧場のほうに譲り受けて、そういった病気の場合には予防とかそういうことに利用したいというお話は伺っていたわけなのですが、今回そういった防疫対策について、これらの運行をどのような形で利用されているのか、それに係るこれらの対策費の中から活用されるのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 釧路管内の消毒車運行協議会から払い下げを受けた防疫車につきましては、委員ご指摘のとおり2台、標茶町で受けておりますけれども、1台につきましては協議会のほうの了解をいただきながら、他用途への転用を済ませております。残る1台については、この自防のための車両として今後活用を見込んでおりました。実は恒常的な運用につきましては、中山間協議会のほうにもお願いをしているところなのですけれども、今回の口蹄疫の侵入対策の中での位置づけにつきましては、町道等の消毒ポイントでの活用が

まず第一になってくるのかなというふうに考えております。

具体的に予算については、いかほどかかるのかまでは積算しておりませんが、今回、補正いただく中で対処していきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） ここでちょっと確認をしておきたいのですが、23ページのいわゆる農業経営基盤強化資金利子補給の関係なのですが、ここで70万8,000円出ておりますが、これたしか道と国と半分ずつの補助だと思ったのですが、これにプラス町ということではないですね。道とこの70万8,000円のいわゆる収入源というか、町の分もこの中に入っているのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

23ページに記載の利子補給補助金70万8,000円につきましては、町が支払いをする総額でございます。内訳としては、道補助が半分、町の持ち分が半分ということで、道補助のほうにつきましては、9ページ歳入のほうに35万4,000円で計上させていただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 25ページの中茶安別線道路改良工事の部分で調査設計委託料の部分で2,700万円ほど上がっているのですけれども、今回、この調査設計委託の部分で何キロぐらいの部分を用意されているのか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

委託料につきましては、当初設計にプラスして1,900メートルを追加して調査したいということで計上させていただきました。

○委員長（黒沼俊幸君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） この工事も、今のところ入り口あたりからというのがいいのか悪いのか、ただ計測というか、中飛ばし方針式でやっていくのか、継続して今始めたところから順々にやっていくのか、どういう形の中で見込みながらやっていくのかをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 全体の延長が12.8キロということで、非常に長い延長の路線でございます。これらをなかなか全道的、全国的にもこれだけの長い延長を改良工事をやっていくというのは、現在ではなかなか路線としても少ない事例だそうでございます。

それで、できるだけコンスタントに事業を進めたいということで、うちのほうと防衛局の

ほうとで随時打ち合わせさせていただいているところなのですけれども、今のところ順調に進めるためには、起点のほうから、今、起点から一番ネックになります急勾配のところからスタートさせているのですけれども、それらを今この1.9キロを進めることによって、ほぼ中間地点の手前ぐらいまでは調査かけられるのかなと思っていますけれども、順次、起点側から進めていくという形をまずとることが一番順調に行く方法なのかなと、今、技術サイドのほうでは防衛局さんのほうと相談させていただいている状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 小学校、中学校という形の中で、パソコンの整備ということで、合わせて5,100万円ほど上がっていますけれども、このパソコン整備について、教員校務用と、あと子供たちの部分のパソコンの整備の計上かと思うのですけれども、大まかな、大きなところのこの計上の対象となる部分はどのような対象のパソコンなのか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

今回の補正予算の内容でございますけれども、児童生徒用のパソコンでございます。小学校費で92台、それから周辺機器、プリンター等含めてでございます。それと、中学校においては66台、あわせまして周辺機器の整備でございます。なお、この部分については、これまでの導入の更新という形でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 今回、中学校費の教育振興費で、外国語の指導助手がまた募集されるということで載っておりましたが、この報酬についてのあり方というのは、247万円というのは年間の報酬ということの、それとも基礎的なものの報酬というのは、どのような算定基礎で計上されたのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

今回の外国語指導助手の報酬でございますが、当初で今現在在籍しております外国語指導助手の報酬の部分は、7月26日までの期限になっております、契約上は6日まで。その部分は当初予算で組んでおりますけれども、今回JETのほうとの協議で新たに学校指導助手が契約というか、こちらのほうに来ることが内定いたしましたので、今回補正という形で7月27日から3月31日までの8カ月ほどの部分でございます。

なお、年間の報酬金額が360万円を下回らないという、こういう国との派遣の規定がございますので、その報酬の金額に準じての日割り計算を含めての今回の補正額でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 語学についての積極的な取り組みということについては敬意を表しますが、例えばこの外国語の指導助手のあり方というのは、例えば定員枠が何人で、これも

国で決められていることなのか、例えば自治体の範疇でその予算の範囲内で2名もしくは3名ということまでもできるのか、例えば中学校だけなのか、小学校とかいろいろあると思うのですが、そういった面についてはどのようなお考えでいらっしゃるのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 制度の内容について私のほうからお答えをいたしますけれども、現在、外国語指導助手は全国的な部分で国、文科省、それから外務省、それぞれ省庁の部分の連携のもとに、JETが人材を外国の方々を紹介して自治体に派遣するという形でございます。契約自体は自治体と直接するわけですが、ただ枠というものは実際にはございません。各自治体が希望の人数を希望して、それぞれこちらにどうか、それぞれ派遣して本人が了解のもとで来るという形になっておりますので、そういった部分では希望の人数等は制約はございません。

ただ、いろいろ話によりますと、最近小学校の英語の部分に導入ということもありまして、人材が非常に希薄というか、薄くなってきているという情報も入っております。また、民間等のこういった外国指導助手のほうの会社等も多くできておりますので、そういった部分では今後需要が多くなるというふうには考えております。

今後についての方針等については、教育長より願います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

平成23年度から小学校のほうにも英語科導入されるということでありまして、種々検討しておりますけれども、実数的なことを考えていきますと、現状で間に合うという考え方で今のところは1人だということで、これから状況を見ながら、増員のことも考えていかなければならないのかなというふうには考えるところです。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 公民館費の中で、器具の購入費の中で、たしか陶芸窯と……

○委員長（黒沼俊幸君） 続けてください。

○委員（田中敏文君） はい。陶芸窯と塘路のいすの交換という形の中で予算計上されているのですが、その陶芸窯というのはどういう形の窯で、塘路のいすの交換の脚数等がわかれば教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） お答えいたします。

阿歴内の公民館の陶芸窯につきましては、大体ほかの公民館も使用しております電気の窯でございます。それから、塘路の公民館のパイプいすでございますけれども、これについては115脚を予算化しているものでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 田中さん。本来は発言無理なのですが、あと1回で、したらやめてください。続けてください。

（「もう一回お願いします、委員長」の声あり）

（「同じ款の中で2回発言はできないんだよということを言っているんだよ」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） いやいや、そういうことなのですけども、いいです。
（「そんなことちゃんと委員長が制止しなければだめだよ」の声あり）
（「特別に1回お願いします」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） あと1回続けてください。

○委員（田中敏文君） お願いします。

この電気窯なのですけれども、何年使われてこういう形になる。いろいろな公民館とか使われているのですけれども、耐用年数というのは、その使用頻度によって変わるものなのか、やはりその使われ方によって変わるものなのか、聞いておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 阿歴内の陶芸窯につきましては、これは更新でなく、今まで窯がなかったということで、阿歴内の方々が今まで塘路の窯を使わせてもらって作品をつくっていたという経過がございます。ただ、今言われたように、電気窯そのものの寿命といたしますか、それにつきましては、やはり使う頻度によって相当違うものだとは思いますが、例えば虹別の場合、私、公民館長をしているときに更新したことがあるのですけれども、その場合はやはり15年ぐらい経過したものを更新したということ覚えております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、第1条、歳入歳出予算補正の歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 債務負担行為の関係で……
（「だめ」の声あり）

○委員（舘田賢治君） だめなの。これはだめなの。
（「歳入だ」の声あり）
（「21款まで」の声あり）

○委員（舘田賢治君） 21款まで。何々。21款。
（「歳入部分だから」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、第3条、債務負担行為の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
舘田君。

○委員（舘田賢治君） これもちよっと確認だけさせていただきます。

利子補給の関係が0.30から0.32%とここに出ていますけれども、今までこれ0.28だったと思うのですよ。それで、0.28から0.30になったということになると、補てんをされる分がどこかの町なり、また別な機関ではふえているのかどうかということ、末端金利は今までと同じなのかどうか。末端金利が変わってはいないのかどうか。それだけ確認させてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

金利の関係につきましては、公庫の貸出金利がまずあって、そこに対する国の補助等がかかり合いを持ちながら、町の補助金というふうには、利子補給というふうになっております。それで、当然出だしの公庫の貸出金利が変われば、国、道、町が負担する分のそういった末端金利というのは、そのもともとの金利に合わせて増減するという仕組みになってございます。

それで、今回の分につきましては、0.30から0.32という利子補給をするのですけれども、個別に借入期間等によって変動しておりますので、ちょっと一概には個々の方々についてちょっとお答えできる状況にないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） いやいや、聞いているのは、ここに最終の農家の人方に行く末端金利というのは、今まではあった金利がありますよね。ここは今下期だけれども、上期の段階でも同じなのだけれども、上期の段階では変わってないのですよ。変わってなかったと思うのです。それが、今、補てん分が変わってきたから、いわゆる農家の人方に行く末端金利、補てんされていく頭の金利は変わっていないのかどうかということなのです。私の調べている範囲内、調べているって、今まで何回か質問している中で課長と聞いている話では、頭金利もちゃんと押さえていましたよ、たしか。その頭金利は変わっていないのかどうかということと、そのことによって町が何ぼの補てんしている。それから、いわゆる長期金融協会のほうでは何ぼ補てんして、そして末端金利は頭金利は2.何%だけれども、2.0になったとか、こういうふうになったとかという、そういう答弁はいただいたことはあるのだけれども、それが変わってないかどうか、今、確認している。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

実質金利水準につきましては、その頭の金利水準が変わることによって。

（何事か言う声あり）

○農林課長（牛崎康人君） それでは、現状なのですけれども、21年度の下期というのが21年の12月1日から22年の3月31日まで融資した分が該当するのですけれども、その中の一例を申し上げますと、21年の12月18日に改定されている分で申し上げますと、8年以下の貸し出しについては公庫金利が1.4%、それに対する利子補給については農山漁村振興基金から0.33%、そして道、町合わせた利子補給額が0.32%で、実質金利水準は0.750%というような数字になってございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 今のやつ、末端金利0.何ぼと言われて、それちょっと違うのではな

いのかなと思うのだけれども、いいです。あとでまた、これね、課長、ちょっと調べてみてください。末端金利、今、本当に何ぼになっているか。ちょっと0.までいかないのではないかなと思うのです。0.何%にはならないで、恐らく2%台か3%台になっていると思うのですよ、金利。ちょっと調べてみてください。これはこれで今確認ですから、後から確認わかればいいですから。これはこれで後にします。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 数字が0.何%ではないのではないかとのご指摘をいただきましたけれども、済みません。先ほどは8年以下のものをたまたま例として申し上げたのですけれども、21年12月18日に改定された金利水準でいきますと、一番低いものが先ほど私が申し上げました8年以下で0.750%でありまして、18年を超えて25年以下のものについては1.6%というふうに、先ほど申し上げたように、借入期間等によって金利水準が変わってくるということでもあります。

また、付け加えますと、下期については21年度までケースによっては末端ゼロ金利の適用を受けられるという制度もありまして、この下期の中ではゼロ%適用者もおります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で議案第48号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第49号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入歳出予算の歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 6ページの財政調整交付金について伺います。

昨年度この交付金が大きく予算と違う金額だったのですが、今回、財政調整交付金の補正額が1万7,961円増額ということで、2倍ぐらいにふえているのですが、この積算根拠と今後の見通しがどうなるか。

（「数字が違う」の声あり）

○委員（深見 迪君） 失礼しました。1,796万円ということなのですが、この積算根拠と今後の見通しが一体どういうふうになるのか、聞かせてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の国庫補助金の財政調整交付金の1,796万1,000円の補正につきましては、主に医療分でございまして、これにつきましては、昨日の国保条例の改正のときにも申し上げました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正の法律の中で、21年度までということであった財政支援措置が、22年度から24年度まで継続されたことに伴うものでございます。結果的に21年度につきましては、3月の定例会で減

額の補正予算措置を計上させていただきましたが、結果的にその後、国の財政調整交付金の追加がございまして、21年度につきましては、財政調整交付金が3,800万円ほど歳入で確保されております。そういうことがございまして、今回補正をさせていただきましたが、あと見通しにつきましては、法律上の施策としてはきちっと明記されていますが、毎年度の国の予算措置に伴って交付されるものでありますから、今後とも施策としては24年まで継続されましたが、実際に交付のときにこの金額が確保されるのかどうかということ、国の予算措置によって変わってくるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この積算根拠をさっき聞いたのですけれども、これは交付金ですから、例えば一人頭幾らとかなんていうような形で計算されるものなののでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 財政調整交付金につきましては、普通調整交付金と特別調整交付金がございまして、一応その割合が普通調整交付金については10分の7、特別調整交付金については10分の2という割合で国のほうでは予算措置していますが、その年度におきまして、特別事情があった場合、特別調整交付金のほうをふやすということもございまして、その年度によってその割合が結果的にどのように反映されてくるかということがございまして、見通しとしては非常に不確かなものがあるということで、ご理解を願いたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ついでにもう一つ伺っておきたいのですが、本町の医療分の所得割、これは町村によって違うと思うのですけれども、他町と比べてどのようになっているのか、伺いたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） お答えいたします。

本町の医療分の所得割につきましては、3.4%であります。他町の管内の状況であります、鉦路町が今回改定になる予定で7.8%、それから厚岸町が7.5%、それから浜中町が引き下げの予定で6.6%、弟子屈町が7.3%、鶴居村が4.4%、白糠町が9.95%です。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で議案第41号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

以上で議題2案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君）（発言席） 初めに、2つあるのですが、最初に北海道教育委員会による教育における法令等違反にかかわる情報提供制度について質問したいと思います。

全国でこういう制度というのは、私の知る範囲では静岡と長崎しか行っていないまれに見る制度だと思いますが、道教委は5月31日付で要綱を策定したというふうに聞いています。標茶町教育委員会に何らかの指示、通達があったのか、またなぜ急にこのような要綱を決めたのか、その背景、さらに内容について伺います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

北海道で学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度についてでございますけれども、5月31日付で要綱が公布されてございます。それに伴って、それぞれ私どもにも6月9日受け付けで通知が来てございます。

要綱の内容でございますけれども、学校及び教職員の法令等違反に関する道民からの情報提供の処理に関して必要な事項を定めてございます。学校運営の適正化を推進するために、学校教育に対する道民の信頼を確保するための目的で要綱を設置されております。情報提供をそれぞれ広く求めるという内容でございますけれども、いろんな細かい部分については、まだ道教委のほうから説明等が受けてございませんので、文章のみで通知をいただいているところでございます。

内容ですが、学校の運営及び教職員の服務に関して法令違反、それから学習指導要領に違反する行為のみについて通報ということでの内容でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、教育委員会と、その内容については道教委のホームページで全文載っかっているのを見ましたけれども、それを含めて、教育委員会としては各校長にどのように説明して、また、どのような形でこれを通知するつもりなのか、またそれを行ったとして、校長から情報提供ですから、各教員や父母にどのように伝え、その周知徹底するつもりか、それを伺いたい。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思いますけれども、私どもといたしましても、今、委員、恐らくかなりいろんな面で危惧されているのかなという感じもしますけれども、私といたしましては、やはり学校経営というのは、校長と教職員の信頼関係に基づいてやるということですから、基本的にはどっちかという通報的な部分、内容的なものかなという感じがします。

したがって、そういったことにならないように、やはり校長がしっかりと職務を全うしていくことによって、こういったことが起こらないようにしていくことが大切なのかなというふうに思っておりますから、したがって、職員の職務命令とか、あるいは職務専念とか、そういった面の指導とか、あるいは職員の服務的な部分についても、これはそれぞれの研修とか、あるいは日々の指導によってそういったことが起きないように、しっかりと学校経営していくということが大切だというふうに思っておりますので、こういった通報制度

自体については、通報的なものについては、どちらかというところであってはならないし、そのように起こらないように対応していきたいなというふうに、私自身は考えているところであり
ます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 私も同じような考えを持っているのですけれども、しかし、道教委はそれをもう発してしまったのですね。それで、道教委に聞いたら、父母とか、あるいは道民に周知する仕方については、まだ明確な考えを持っていないというふうに言っているのですね、ある場所で。

それで、内容は先ほど大ざっぱなことを課長のほうからお答えいただいたのですが、今まさに教育長が言われたように、それならば、今まで標茶町で、前の3月議会でもお答えになったと思うのですが、学校運営の適正化が損なわれているような実態があったのかどうか。それから、学校教育に対する信頼の確保が今改めて必要になっているのかどうか。そういう事例があったのかどうか。その意味では、標茶町の教育を私は基本的に信頼しているわけなのですけれども、仮にそういう要望やそういう事情が、苦情があったとしても、それは町教育委員会や当該の学校で解決できないような今まで問題があったのか。それから、今後それをそういうような内容について教育委員会や当該の学校で解決でき得るというふうに、先ほど言われたように聞いたのですけれども、そういう確信をお持ちなのかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、委員、今おっしゃられた事例というのは、私どもは確認はしておりませんし、これからにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、校長の指導のもとにしっかりと学校経営ができるようにということで、そういったことの起こらないような日々の研修あるいは指導を進めていくということでやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） ちょっと酷な質問になるかもしれませんが、私もそれを信頼しているのです。それで、しかし要綱を見ると、教育課程の編成権にまでわたるような、そういう調査とか、情報提供とか、項目になっていますよね。例えば指導要領がちゃんと行われているのかどうかなんていうことを父母に聞くなんていう形になっていて、私の知る範囲では、そういうことは学校の中できちっと行われているし、ましてや教育課程の編成権は学校長にあるわけですから、そこに教育行政が介入するということは、やっぱりおかしいのではないかと思うのです。そういう道教委の今回の動きについて、私はおかしい、あつてはならないというふうに思うのですけれども、教育長、見解出せますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

基本的に、教職員というのは教育公務員でありますし、公務員法の適用が当然ありますから、これは法令を遵守するというのは基本的なことなのですね。基本中の基本なのです。でありますから、そういったことについては、当然、校長は先ほど委員申し上げましたように、教育課程の編成権等は権限を持ってやらなければならないということになっていますから、

校長の職責、職務の遂行能力をしっかりと私どもも信頼しておりますし、またいろんな面で、指導室等も通しながら日々指導助言を行っているところでもありますから、そういったことは起こらないというふうに我々がしっかりと対応していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） そうすると、こういう実態調査については余り必要ないと、今現場では。必要ないだけでなく、やっぱり父母とのそういう信頼を損なうようなものではないのかというふうに私思うのですけれども、教育長の答弁からそういうふうに聞こえてくるのですけれども、問題は、小林千代美議員の問題ですよね。そこに端を発していますよね。それにはっきり今回は処罰されているわけで、法令違反についての。その部分で解決すべき問題であって、それを口実に道教委が、どこかの議員に言われたのかもしれないけれども、道教委がそれを口実にしてすべての教職員に網をかけるというようなやり方というのは、おかしいのではないかと思うのですよ。ですから、そういう点では、ぜひそういう憲法違反にもつながるようなことについては、ぜひうちの町ではそういうことにならないようなやり方を考えていただきたいというふうに思うのですが、最後の質問ですが、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

委員おっしゃられるとおり、そういった学校現場に混乱を招くということになりますと、子供たちに一番影響を与えることになりますから、そういったことのないように、従来からも行っているとおり進めていきたいと思っておりますし、そういったことが起きないように、また指導もしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 2つ目の質問に入ります。

国保税の問題です。

今回の補正予算で、国保税会計に交付税措置のほかに5,100万円の町独自の一般会計からの繰り入れを計上しました。この点について幾つか質問したいと思います。

まず最初に、町長は行政報告の中で、本年度の確定申告が終了した時点で、1世帯当たり4万8,940円引き上げしなければならない状況であるという試算結果が出たこと。それを受けて、現在の経済情勢や担税能力など、総合的判断の結果、本年度の保険税率は据え置くこととしたというふうに報告されました。非常に歓迎すべき内容なのですが、そこで伺いますけれども、経済情勢や担税能力についてもう少し詳しい内容についてお聞きします。

本町では国保に加入している1,621世帯中、これ一番新しい数字だと思うのですが、総所得300万円以下の世帯が75.26%となっています。私はこの数字は大変高い数字だというふうに思うのですね。その点はどのようにお考えなのか、ちょっと聞いてみたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 22年5月末現在の国保加入世帯数が1,621世帯、うち所得で300万円以下の世帯が1,220世帯で75%を占めております。この数字につきましては、過去3カ年から若干改善されておりますが、ほとんど変わっていないという現状にあります。それから、

所得の状況につきましては、22年度につきましては、若干の伸びがありますが、この部分につきましては、所得階層900万円以上の世帯が160世帯で、占める割合が9.9%、昨年から42世帯増加しております。この部分が全体を押し上げているものというふうに推察しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 次に、おおよその目安でよろしいのですけれども、伺いますけれども、総所得300万円以下が75.26%ということなのですが、総所得300万円で4人家族として、国保税というのはいくらぐらいの金額になっていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） お答えいたします。

医療給付費分につきましては19万9,700円、介護分が2名いらっしゃるという計算で8万700円、後期支援分が10万4,400円で、総計で39万3,800円です。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） これだけ見ても非常に高い数字で、このことをかんがみて、今回の判断をされたというふうに思うのですが、もう少し伺いたいと思います。

一般会計からの繰り入れの理由として、担税能力の問題を挙げられました。その点についてももう少し詳しい説明を求めたいのですが、経済情勢と担税能力について、国保税について住民からの声はどういうふうに届いているのか。その点についての相談、税金を納めるということについての、国保税を納めるということについての相談など、町には来ているのかどうか、どういう内容で来ているのかというのを伺います。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） まず初めに、収納状況であります。これは21年度の決算の速報値であります。現年分につきましては94.8%で、前年が94.0%でしたので、0.8ポイントほど改善しております。それから、先ほど申し上げましたが、300万円の区切りで収納率に大変影響が出ております。300万円以下の世帯におきましては93%台で、平均を1%以上下回っているという状態にあります。逆に300万円を超える世帯では、ほとんどが99から100ということで、かなり高率な状況にあります。ですから、一概には言いづらいのですが、所得が低い状況によって納めづらい環境にあるということは事実かなというふうに思っています。

それから、町民の声がどのように届いているかということにつきましては、例年、特別今年度がどうのこうのではないのですが、通常の収納対策の中ではとても納めづらいという方につきましては、特別な分割での納税の相談ですとか、あとは保険証が出せない方につきましては、3カ月等の短期の被保険者証等の対応を行っておりますし、それより厳しい方につきましては、別な手だてが必要ということで、決算委員会の中でも申し上げておりますが、地方税法の規定に基づいた処分停止の検討等も行っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 大体わかりました。

私は国保税の重い負担というのは、前にも言いましたけれども、住民の暮らしを苦しいものにしていくというふうに思います。それで、町長もやっぱりその辺がよくわかっているもので、こういう措置をしたのだと思うのですが、国民皆保険の精神のもとで健康保険というのは、住民が安心して生きていく最低の保障だというふうに思うのです。私は、現在の重い国

保税の元凶は、かつて国庫の補助率が49%であったのが、現在は25%にまで引き下げられている。そこにあるのではないかというふうに考えています。これは国民皆保険の精神、方針から著しく逸脱してしまっていると言わざるを得ない、そういう考えを持っています。国に引き続き、国庫補助率の引き上げを要望していくことを町にも本当に求めていかなければならないというふうに私考えているのですけれども、その点ではどうでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

国保における国庫の負担の割合ですけれども、表面的にはただいま委員が指摘されたとおりでありますけれども、現実的には国庫支出金あるいは予算でも示しておりますように、療養給付金とか道の支出金、それから共同事業の交付金等々含めて、これ名称、制度が変わってきて変化しておりますから、そういう面で言うと、大体60%近くが実質、町といいますか、地元での負担以外の負担割合になってございます。

ただ、前段の内容審議でも議論がありましたけれども、そのときそのときによって、国の予算措置によってその数字が大幅に変わるという、いわゆる状況がありまして、必ずしも安定はしていない。トータル的に言うと、20年度では約60%、今、私どもで平成22年度で試算しているのが62.5%ぐらいでちょっと計上しておりますけれども、これ22年度医療費そのものがまだどうなるかということが全くわからない状況で試算していますから、そういう事情にあるということをぜひご理解いただきたいと思ひますし、それから委員のご指摘の中にありますように、国民健康保険制度あるいは国民の医療保険制度がどうあるべきかということが基本的な問題ではないかなと思っております。

ご案内のように、この制度については、いわゆる広域化についての前政権でも提案されておりますし、現政権でもこの辺について提案をされておりますけれども、なかなか解決に向かわないという状況があります。私どもも、これは前の議会でも説明しておりますけれども、国の法律で国民健康保険制度が設定されていますから、全国どこにいても同じ負担で同じ給付を受けるというのが筋ではないかと。ところが、現状では地域に限定をされてくるといいますか、地域の中に埋没化させていると。個別の市町村に独立化させてしまうということで、同じ保険制度ながらいわゆる負担も違う、給付は同じでありますけれども、負担が違うという問題が、矛盾が出てきているのが今現実問題です。

そういった面では、当然国保の引き上げ等についても、これも申し上げるべきだと思いますけれども、もう一つは広域化の問題で、当然その法律の趣旨による広域化の問題というものをもうちょっと速度を速めて実現していただくことを、既にもう全国町村会としても要望しておりますけれども、この辺についてもあわせて要望すべき課題だというふうに考えているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後のほうの議論は、またちょっと私も意見が違う面があるので、ただ、全国どこでも同じ負担であるべきであると。つけ加えて、しかも払える低い負担にすべきだという点では、私も同じ意見を持っています。その議論はまた後に譲るとしまして、今回、補正で高い国保税と厳しい経済情勢の中で、住民の皆さんの負担軽減のために、一般会計からの5,100万円の繰り入れを行ったことについて、私はこれは本当に住民の皆さんに歓

迎されるだろうというふうに考えています。今回の補正をその意味で高く評価して、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 先ほど田中委員のほうから火葬場の改修の関係でちょっとお伺いしたのですけれども、この業務委託料ですよね。それと、8月に工事が始まると。そして、町民には広報で知らせると。一応この30万円の委託料というのは、これはどういうことからということで考え出した金額なのか、ちょっとそれを教えていただきたいと思いません。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 先ほども申し上げた炉の休止期間を3カ月程度というふうに見込んでおります。

火葬につきましては、火葬許可は市町村長の権限になってございます。それで、本町が工事で炉を休止する期間につきましては、弟子屈町の炉を使わせていただくということで、火葬許可は標茶の役場で受け付けし、うちのほうから弟子屈町のほうへ連絡して、火葬してもらおうという手続で進めてまいりたいというふうに思っています。弟子屈町の火葬の使用料そのものが標茶町と違いまして、弟子屈町のほうは住民であれば1万円、住民以外であれば2万円という条例の設定になってございます。本町の場合は6,000円でございます。差額がございまして、一応私どもは本町の料金でいただいて、差額を上乘せして弟子屈町のほうに火葬の委託という形で委託料をお支払いするという形で進めていきたいというふうに思っています。本来であれば2万円の料金になりますけれども、今回特に弟子屈町のご理解をいただきまして、1万円という料金で火葬していただけるということで事務的に進んでおりますので、そのようなことで1体1万円で、あと3カ月で30件を見込んでおりますが、火葬の件数につきましては、ここ九十四、五件から昨年になりますと85件程度でございまして、不測の事態も含めて月10件程度を見まして、30万円という形での予算計上をさせていただいたということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 大体話はわかりました。

それで、したら標茶町の場合は火葬していただくためには6,000円と、その4,000円については町が補助をするということでもいいですね。

それと、8月から3カ月間というのは、年間を通してその時期が少ないと言ったらいいか、多いと言ったらいいか、これ年間を通しての、これは中の工事なので、外の寒さだとか雪だとかそういうものは関係なしにある程度できると思いますけれども、一番少ない時期に町民に迷惑がかからない時期というふうには考えたのでしょうかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 火葬の件数ですが、月別で言いますと、その年によって変動がございまして、ただ、特に冬から春先への季節の変わり目ですとか、秋から冬へのその季節の変わり目というのは、例年通常より多いのかなというふうには押さえております。そういう意味では、最小限といえますか、比較的火葬の件数が少ない時期ということばかりで

なくて、工事の都合もございますので、どうしてもこういう時期になったということでございます。

どうしても、火葬につきましては予測がつかないということもございますので、その年によっては秋に多いということもございますし、春先が多いということもございますので、そういうことではちょっと予測がつかない、月別ではちょっと予測がつかないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） まず、当初この炉を改修するに当たり、4,000万円という金額だったと思いますけれども、これ差し支えなければ、業者名と入札の金額というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 工事そのものにつきましては、まだ発注してございません。今後8月に発注をする予定でございますので、まだ工事業者等は決まっています。ただ、従来から炉の大きさにつきましては、ひつぎが非常に大きくなってきているということも含めまして、現在の大きなひつぎに対応できるような炉にするということでは、そのような方向で進めて今いるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） この炉なのですけれども、大きくするという事は、正直なところ大中小とあるのか、今のやつが小さい、私も炉の中に首まで突っ込んでしまった経緯がありますけれども、どの程度までが大きさというのがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 炉の製作する会社で若干違いますが、大きなひつぎになりますと、長さが2メートル超えます。それは十分格納できると。それから、幅についても現在非常に狭いのですが、70センチから80センチというようなひつぎが今主流なのかと思いますけれども、それを十分格納できるという、幅、長さとも格納できるというような炉を選定していきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今現在、炉が2基あるわけですけれども、これは当初考えて、私も考えていたときには、1基ずつをやるのかなというふうに考えていたのですけれども、これ2基を1回にやってしまうということではよろしいのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 住民に不便をかけないという意味では、1基ずつ工事をするということが非常にいいというふうには考えておりますが、ただ、現在のそういう大きなひつぎも入るような最新の炉になってまいりますと、1基ずつ設置するというより、工事としては2基一遍に設置をしたほうが短期間で設置が済むということもございます。ですから、工事費、委託料の中では3カ月という長目に見ておりますけれども、工事によっては2カ月半程度ぐらいにはなる場合もございますので、その辺は最小限、炉を休止している工事期間を少ない形で工事ができるような方法は考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに町民に迷惑のかからないような方法でということはよくわかります。ということは、2基を一気にやってしまうということは、葬式の告別式だとかいろんな、それから食事の問題だとか、そういうようなことで、標茶から出ていく時間帯が遅くなるとか、それからまた食事が今の段階では火葬場から帰ってきてお寺で食べると、そういうようなことができなくなって、弟子屈に行ってしまうということになると、向こうでの出費が多くなるとか、いろんな問題が多くなるわけなので、この辺について、やむを得ないのですけれども、できるだけ早急に改修されることを願っております。

それから、この改修が終わった暁には、当初はこの火葬場の改修については金額が高いということで、それなりの積み立てなりをしてやらなければならないだろうなというふうには考えていますけれども、この炉をやることによって、町民がまた関心を持ってきて、どうせ炉をやるのであれば、もっと大々的に大きくあそこで何でもできるようなものをつくったらいいのではないかというような話が恐らく出てくると思いますけれども、これからのこの改修については、今後どのようになっているのか、今どのような進め方をしているものなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 基本的には炉の改修を中心に考えております。予算が決まっておりますので、その中で例えば休憩室等の補修等ができる範囲ではするという考え方はございますが、基本的には現在の建物を大きく変えるということでは考えておりません。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） あくまでも今は炉だけをかえるということで、だから、将来的に今、控室や何かについての問題がどうなっているのか、恐らく考え方によっては、その4,000万円の金から多少余ったものについて、ある程度改修はできるのかなと思うのですけれども、何か張りつけみたいなことばかりやっているのではなくて、恐らくこれ弟子屈に行ってみるとわかる、私も1回弟子屈へ行って見てきたのですけれども、やっぱりだれが見ても標茶はひどいな、ひどいなという形でもってなっていますから、これについてももう少しやっぱり真剣に取り組んで、積み立て、何年積み立てをして、これをやるのだというような、そういうビジョンをきちっと出していただかなければ、なかなか前へ進んでいけないような気がするのですけれども、その辺のところを真剣に検討していただければなというふうに思って、この件については一応終わります。

次に、7款の3目の観光審議委員報酬ということで、これは金額的には少ないのですけれども、これ、きのうの説明では2回分ということなのですけれども、中身はどんなような議論をしているのか、それとも何人これに携わっているのか、任期がどれくらいなのかということ、商工観光課がなくなった今、どのような形でもってこれが動いているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

観光審議会につきましては、委員については10名の方をお願いをしているところであります。

例年、本町の観光の施設状況または入り込み状況等の審議をしていただき、また今後の方策等についても協議をしていただいていたところでございます。

予算の説明で申し上げましたが、今回の部分につきましては、例年1回分を見ておりましたけれども、今回2回を増額しまして、その中で新たな観光振興計画の策定を進めていくべく、補正予算を上げさせていただいたところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩します。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君）（発言席） まず初めに、毎年というわけではないのですが、いわゆる阿歴内の夢広場、その後、あの広場の運営状況だとか活動状況、どうなっているのか、報告をしていただきたいなと思います。

それから、あわせて、学校の裏のほう、ずっと馬で行けるようになっているわけですが、あそこの一部は行けなくなったという話も聞いているのですが、それが本当なのかどうか、それもあわせてお願いをいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

阿歴内の農村公園、星full里・夢広場の利用状況のお尋ねでございますけれども、その後ということでございますが、計画的には馬の体験ができる施設ということを特徴的に出しながら、地域の方々が利用されるという計画がメインでございました。現状においても、隣接する保育園の幼児等の散策、付近住民の散歩散策が中心だというふうに認識しております。それに加えるような形で、乗馬クラブが設立されておりまして、乗馬体験等に活用がされているという状態でございます。

それから、奥側のトレッキングコースでございますが、以前に話題になったときに、もともと山の中につくられたコースでございまして、結構な樹木が覆いかぶさってきているような状態でありました。たしか私が見た限りでは、完全に周回できるようなコースではなくて、途中まで行けるようなそんな形でありました。ちょっと今どうなっているかというのは、直近では見にいっておりませんので、近いうちに確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 利用状況なのですが、地元で利用するのも非常に結構な話なのですが、この利用状況は外部や何かも相当来る計画であったかと思うのです。それで、そういう

ものも踏まえて、去年あたりは町から行っている馬がまだ恐らく調教したり、いろんな話を聞いておりましたから、調教とあわせて、その調教ができ上がったのか、そしてそれいっころでき上がって、その馬がいつからそういうふう子供らが乗せられるようになったのか、それからまた外部の利用は実際にどの程度の利用になっているのか、その辺のご報告はもう既に振興会を通じて総会などで報告されているのかなと思うので、その辺がありましたら、お聞かせを願いたいなと存じます。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、農村公園の位置づけについては、内部利用だけではなくて、町外の利用者も見込んで交流を図るための施設という位置づけでございます。

それで、実際にどのようなになっているのかということでございますけれども、主に地元酪農祭における近隣市町村からの来客、それから周辺の町村の馬を愛好される方々が乗馬コースとして使わせてほしいという申し入れを受けて、時たま貸し出しをしているということは聞いておりますけれども、ちょっと今、町内、町外分けた計数については持ち合わせておりませんので、必要であれば後ほど集計をさせてもらいたいというふうに思います。

それから、育成牧場から地域振興会に貸し出し中の馬でありますけれども、昨年の秋の酪農祭の段階では、やはり1頭については、気性の問題で部外の方に乗せるのは、万一のことがあったら困るということで、1頭が乗馬の用に供されておまして、もう一頭については周辺の牧歌的な景観をつくるため等に活用されているというふうに認識しております。調教ができた時期というのは、ちょっと明確にはとらえておりませんが、昨年から1頭について、調教といいますか、体調を整えて乗馬の用に供されているという状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できれば、この利用状況の報告がされた時点で、利用状況も報告されると思いますので、その利用状況の状態を一部資料として、きょうでなくて結構です。いつでもいいですけども、そのそろった時点で、どんな状況になっているのか、一応見せていただきたいなと思います。

それから、いわゆるこの2頭の馬が今フルに動いているわけではないのですか、1頭だけなのですか。

そして、これ1頭は、景観か何かで使われているというのですか。2頭とも馬、乗馬として使われているのですか。

それと、コースなのですが、あとで実際に確かめていただきたいわけですが、私自身が直接行って確かめたわけではございませんけれども、コースの一部が使われていませんよということなものですから、コースもあれだけ初め私も行って見てきまして整備をされているわけですから、町の補助金も入っているということでございますから、その辺も町としてまだ確認をしていないのであれば、後で確認をする必要があるのではないかなと思うので、それもあわせてお答え願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 2頭の馬の使われ方でございますが、1頭は部外のお客様に対しても提供できるという状況で、明らかに乗馬の用には供されておりますけれども、もう一

頭については先ほども申し上げましたけれども、気性が若干荒いということで、万一の事故が起きては困るということで、お客さんに乗せる状態にはなっていないと。ただ、あの施設が馬の施設としての総合的な魅力を発揮するために、2頭とも地域のほうで預かっていきたいという状況であります。ですから、ちょっと景観用にと申し上げましたのは、私の感じ方でございます、その辺については必ずしもそうではない可能性もあるのですけれども、現状は2頭が地域に貸し付けを行われていて、1頭は確実に乗馬用になっているという状況でございます。

それから、コースの管理につきましては、農村公園として管理を委託している部分があるのでございますけれども、その中に入っているかどうかも含めまして、今後、確認しながらやっていきたいというふうに考えます。

それともう一点なのでございますけれども、馬はご案内のとおり、かなりな高齢になっているということも事実でございます。ですから、この先、できるだけ大事に長く使ってもらいたいというのは地域にお話ししているのですけれども、そういったことも背景にはもしかするとあるのかなというふうに感じております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） もうこのやつはこの辺で終わらせたいのですが、1頭そういう形の中で使われていないのであれば、地域的にはあそこは馬の産地でもありますから、うちのほうの1頭は牧場のほうにやはり戻ってきてもいいのかなという気はするのですが、阿歴内地区に馬がないというのであればあれなののですが、そうやって気性の荒いやつをいつまでも地域に預けておいても、また地域に馬がないというのであれば別ですけれども、地域にも馬もいるようですから、そうであれば、そのように牧場のほうに戻すということも考えられると思うのですが、その辺はいかがなものですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

最初に、地域振興会に貸し出しをするときに、条件としまして、多和平における観光的な要素ということがあって、馬がいなくなるのは寂しいのではないかなというような声もありました。そういうことで、その方面での必要性があるならば、地域のほうで、また違った形の馬を多和のほうに置いておくという、そういうような約束もされております。肝心なのは、今貸し出されている2頭が、あくまでももともと本来乗馬用の馬だということで、そういう外観を備えている。そういう意味では、いまだに1頭は乗馬用、そして1頭は全体的な中でというような形で地域は置いておきたいというようなことは理解しております。

観光施設に馬の要素が必要だというふうになったときには、実は昨年はかなり具体的に話をしたのですけれども、最終的には育成牧場との協議の結果、そこまで至らなかったのですが、何がしかの馬については地域のほうで乗馬用以外にも放牧用の馬については地域のほうで出してくれるというふうになっております。その辺は育成牧場のほうとも連携をとりながら、必要に応じて配置をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうようなことで、そんなに見に行くことなんていうのはできないわけですから、何かに行ったときに、そうやって時々周辺を見てくるというふうにして

いただいて、できるだけ目的に沿ったことができているような状態にご指導をしていくようにしていただきたいなど、このように思っております。

たくさんこんな時期ですから、観光客ふえて、馬でも見たい、乗りたいという人がふえてくれば、結構なことですから。

それと、質問変わりますけれども、口蹄疫で大変いつの議会も最近は大変なわけでありませけれども、標茶町のいわゆる牧場のほうの関係であります、この口蹄疫によって、当初計画した牧場の運営に関して、恐らく収入、ざっくりばらんに言えば2億七、八千万円からの収入を見込んで当初いるわけですが、この収入のバランスがこの口蹄疫によって相当狂ったのではないのかなと。

それで、この牧場の収入と収支については、今これは口蹄疫の関係で、これは大変忙しくて、そこまでいっているかどうかは別にいたしまして、牧場のことしの見込みというか、どのような影響が概算出てくるものなのか、どのように押さえているのか、もしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） まず、ご質問の状況について府県牛の状況について説明させていただきます。

まず、5月に約146頭入っております。それ以降、当初府県のほうの受け入れにつきまして、156頭ほど予定をしておりました。ということで、6月中に156頭の牛についてはお断りしたという現実になっております。

そして、年間通しまして800頭ほどの府県牛がおりますので、昨年実績にしますと、府県牛の売り上げは43%程度が府県牛になります。おおむね3億円ですので、1億3,000万円程度は府県牛の売り上げになります。しかし、まだ府県牛の牛につきましては、受精伴わない牛も残っておりますので、すべてが影響するというものではありません。

それで、この口蹄疫の部分が何年、1年も続くようだと、主要な影響がありますが、これが9月の秋入牧分が順調に入ってくれますと、ある程度被害は防げるのかなというふうに思っています。

156頭につきましては、これはもう戻ってきませんので、単純計算しますと、この牛につきましては、約10カ月程度になりますので、2,200万円ぐらいの今年度の売り上げ減というふうになります。そして、ほかの府県につきましても、まだ7月以降の可能性もありますので、最大3,000万円程度の売り上げ減になる可能性もあります。しかし、今言いましたように、口蹄疫の状況次第で、また皆さん牛を入牧しないで待っている方々がたくさんいらっしゃいますので、秋以降にそういう牛が入ってこられると、その分については補てんも可能かなというふうに思っております。

いずれにしましても、府県のお客様とは牧場は30年来お付き合いをしておりますので、今まで築いた信頼関係をもとに、今後とも努力しながら、できるだけ牧場の経営に影響しないように努力をしていきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今回の口蹄疫ではこれだけ影響が出てきているわけですが、これ今お話しされたのは、二、三千万円というのは最低でもそのくらいになるのかなと、こ

う思いますけれども、牧場の全体の中からいって、今後この穴埋めというか、この対策として、例えば今この府県からの牛以外でも、何かうちの牧場の中で新しく扱うものとか、それからまたトータルの収支のバランスでは、やっぱり3,000万円も4,000万円も狂ってくるということであれば、牧場の中の企業努力というか、その辺はどの程度のことを考えているのか、あれば、今まだ口蹄疫でもって、ちょっとそこまでは考えていないのだというのであれば、それはそれで結構ですけれども、考えられることがあるのであれば、お話ししていただければありがたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 予算につきましては、今年度の予算に対して、昨年非常に冬期舎飼いの牛が多かったというのは事実であります。それで、4月、5月の売り上げを見ましても、昨年、今年度の予算要求に対して数百万円ほどの売り上げ増になっております。今言いましたように、今月6月中には150頭入っておりますので、当面急激に売り上げが下がるということでは認識をしております。それで、昨年実績でも冬期舎飼い頭数が非常に多いので、今年度については昨年よりも売り上げは上がるだろうという認識をしております。そういった意味では、秋以降の関係もありますけれども、極端に落ちないで済むのかなど。去年の冬期舎飼いの残しがありますので。ただし、今盛んに退牧しておりますので、今後の口蹄疫の動き具合では、極端な売り上げ減ということも考えられます。

基本的には、牧場は標茶の酪農家の皆さん、特にいい牛をかえす、受胎率を上げるという努力を日ごろからやっております。そういった意味で地元の利用農家をいかに上げていくかということが一番取り組むべき場所と思っております。

それで、今回大きな農家のほうで月10頭ほど預けていきたいという話もあります。そういうものを非常に大事にしながら、地元の牛の利用を上げて、なおかつ、そういう意味で売り上げ減というものは抑えていきたいというふうに思っています。だから、牧場本来の業務を一生懸命職員とともにやっていきたいなと思っています。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで、できるだけ頑張っていたかかないと、朝からも話出ているように、町も経済対策だとか、いろいろ町内にいろんな打つ手がたくさんあるようでございますから、中身の事業で赤字を余りつくっていくと大変だなと。とにかく牧場の収支がとれるように、ひとつ場長、頑張ってくださいたいと存じます。

それで、国民健康保険の関係なのですが、先ほど深見委員のほうからもご質問がございました。できるだけ重複を避けたいと思いますけれども、重複がありましたら、お許しをいただきたいのですが、まず町長がおっしゃいました4万8,000円ほどの確定申告の段階で経済対策をせざるを得ないなということでございまして、決してこれを否定するものではないわけでありまして、まずことしの3月の昨年度予算の国保の関係で、そろそろいろいろと考え方も出さなければいけないかなというふうに感じていたわけですが、この今回5,100万円の繰り出しについては、いわゆるルール分以外のことで、この取り扱いについては標茶町の繰り出しの基準があるものですから、その辺との照らし合わせがびたっとその数字がなるということではなくて、それらを頭に入れながらの5,100万円だったのかどうか、その辺を経済対策として打ち出した町長にお聞きをとりあえずしておきたいなど、このように思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけれども、5,100万円がどういうルールであったかというお尋ねでありますけれども、前段の深見委員の質疑のときも若干ご説明したかもしれませんが、今年度の医療費の総額の推計から、いわゆる国・道、町以外の収入金を見込んで、そして、ルール分で想定される繰入分も除いた上に不足する金額について措置をしなければならないと。その金を措置しなければ、1世帯当たり4万円何がしの金額を、税額を引き上げせざるを得ないという状況であります。

しかしながら、町長からも報告ありましたように、全体的に町内経済や所得の内訳等の中身を見た段階では、4万円何がしの引き上げをした段階で、負担をしていただけるかどうかということについて相当憂慮したところであります。現実的には前年と同じ税率でもってやっていくことが精いっぱいだろうと。これ収納率の部分から考えても、そういう状態だろうと。これも深見委員とのやりとりの中で300万円以下の所得階層、70数%の方々でありますけれども、このところの収納率が低いということを含めて考えたときに、逆に引き上げすることによって、こちらが期待する税額が収納できなくなる可能性が非常に大きいということになると、またその不足する金額を上増ししなければならないという問題を抱えてくると。そういった意味では、住民の方には昨年並みの最大限の努力をいただくと。不足する部分については、一般会計から、過去もやってきておりますけれども、前年度では5,600万円ほどの繰り入れをしておりますけれども、その程度の分については、この当初の段階では覚悟せざるを得ないだろうという、そういう判断のもとに町長から決意をされて、繰り入れをしたところでありまして、ルールをつくっているという状態ではない。ただ、相当過去の国保税のやりとりの中で、1億円とか、あるいは住民1人当たり1万円というような範疇で努力するということの議論も過去にはあったかと思えます。その目安が、どこまで行くのかということでもありますけれども、当時住民1人当たり1万円とか1億円とかといったときには、ルール分も含めての多分話であったろうなと思えます。その考え方からしますと、平成21年度でルール分も含めて1億1,360万円、平成20年度は後期高齢者制度で後期高齢者の方が広域連合に移ったことと広域メリットがあって、約8,500万円であります。広域連合に移る前の平成19年度がルール分合わせて繰入額が1億2,500万円が今まで最高の額でありました。ことしの今年22年度の方で5,100万円ほど繰り入れたとすると、総額で1億1,430万円と。その中で何とかおさめていきたいなと。

一方では、医療費が落ちついてくれることが一番いいかなと思いますけれども、私ども今これから先に向けて、非常に心臓どきどきするのは、予想がつかない医療費の増嵩があった場合には、この5,000万円では足りないという結論に達しますので、年度の途中で税額をもう一回賦課するという事は法律上できませんから、結果としては医療費が予定を上回る場合については、再度一般会計から措置をしなければならないというような状況になろうかと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 前には、今副町長が言ったように、この繰り出しの約束事というのは、確かに国の通達で来るルール分については全額繰り出しをいたしますよと。そして、町単独の施策として係る部分については、人口のいわゆる被保険者を引いた数字の掛ける1万

円ぐらいが許されるのではないだろうか。これは不公平だと言いながらも許されるのではないだろうか。そういう形の中で来ていて、滞納分だとかそういうものは、やはりこれは今度貸し付けの担保として出すのだと言ってきたわけでありましてけれども、私はまだそういうちょっと問題があるのではないかということではなくて、もうそろそろこのルール、前の言っているルールと違う角度からルールをつくる必要が出てくるのではないのかなと。その辺については副町長のほうの、理事者の考え方も聞いておきたいなど。ただ、今年度については、余りにもはみ出るようなことがないのであれば、それはそれで結構なのですが、そろそろこの定まった繰り出しの考え方がある程度無制限というわけにはいかないわけですから、ある程度考え方をやる必要があるのかなと。

それから、担当課長にちょっとついでに聞いておきたいのですが、うちの今国保の対象人口は何人で、国保と国保外は何人になるのか、それもちょっとあわせてお聞きしたいなど。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 質問順番にお答えをしたいと思いますけれども、ただいまの委員の意見は、いわゆるこの先無制限に一般会計からの支援をして課税額を抑えるということではなかなか難しいのではないかなというようなご指摘だと思います。この件につきましては、21年度の補正の際にも一応議論させていただいてまして、私のほうからもそういった議論が必要であることについても、ここの予算特別委員会場で議論させていただいたと。我々も当然、青天井で繰入額がふえていくということは、一般会計そのものの会計の硬直化を招くものですから、できるだけある程度の範疇でおさめたいと理解しております。

その一つの判断の方向でありますけれども、1つは国民健康保険事業の広域化、いわゆる今うわさをされているのは、都道府県単位で行っていくとか、そういうのが前政権あるいは現政権等でも検討されているような向きがありますけれども、その際に一定のスケールメリットが発生することによって、保険税額がそれぞれの額が多少負担が下がる可能性があるというのが、過去のこの後期高齢者の例からしても想定がされるわけでありまして、その辺が一つの目安ではないかなと思っています。そこのところに広域化される時点で、あるべき姿に戻すと。広域化された時点でありまして、まさしく広域、税としては例えば、例えばの話ししますけれども、北海道として1つとして国民健康保険が執行されたときに、税率は全道一本になりますから、これで標茶だけが安いとか高いとかという議論が行われないということで、基本的にはそれが一つの目安なのです。しかし、ここのときにももう一度、所得階層の自治体ごとの違いが出てくるわけでありまして、そういったときに再度政策的措置が必要かどうかという議論は当然残るかもしれませんが、そこのところが一つの目安になろうかなと。その目安に向かってでありますけれども、これもいつどうなるかちょっとわかりませんが、正直言いますと、その一般会計の中の硬直化を防ぐためには、均等割とか平等割とか、これ応能・応益の割合を大きく余り変化させないような形で、数年間にわたって税率の改善をすることも、一方では検討していかざるを得ないのではないかと。一気にやっけてしまいますと、先ほども言いましたように4万円何がしの数字までいってしまいますから、そういう面では3年とか5年とかかけて、あるべき水準まで改善をしていくという方策をとらざるを得ない時期が来るのではないかなというふうには考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国保の加入人員でございますが、5月末の町の総人口が8,475人です。先ほどの質疑でも税務課長からありましたが、被保険者数につきましては5月1日時点で3,477人でございますので、差し引きしますと国保以外が4,998人という状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、副町長言ったようなことは、私もそういうことになっていかないとまずいなと、こういうふうに思っていたわけですが、それで、まず恐らく後期高齢者が25年で一つのけじめがつくわけですよ。その辺までの間に恐らくこの広域化の問題もどうとらえているのかわかりませんが、国の段階でも何らかの方法は私は出てくると、こういうふうに思っているものですから、だとすれば、せめてこの広域化が、今北海道の中で2カ所くらいやっているのですか、空知のほうと一部東神楽かどこかあっちのほうと2カ所くらい、広域というか、規模の町村がやっていて、このメリットがどうなのかはちょっと私も聞いておりませんが、全道2カ所くらいでやっているわけですが、そんな形の中で、いわゆるうちのこの国保の体制も、今の現状からいくと、かなりだんだん苦しくなっていくのかなと。この時期ぐらいまでに、やはり標茶としての繰り出しをしていくための基準をある程度のことを考えておいたらいかがかなと、こんなような思いも持っていたのですが、その辺はいかがでしょう。

また、全道2カ所でやっているようなところの情報は、もし町のほうで状況を聞いていたら、どんな状況なのか、今お知らせできる範疇で結構でありますから、知らせていただきたいなと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 広域化の事務で行っている部分でのスケールメリットの話なのですが、先ほど私したのは、全道1つあるいは国1つというような場合のことを想定しての話でありました。ただいま委員から言われているのは、どっちかという、国民健康保険事業の事務の広域化ということがたしか主体ではなかったかと、詳細については担当課長のほうから後ほど説明していただきますけれども、たしか事務の効率化を図るために、広域的といえますか、どっちかという支庁管内とか、あるいはその近隣の町村で広域的に事務を行っているということだというふうに理解しています。

それから、検討の時期でありますけれども、私どもも過去の経験からしますと、この6月議会では、必ずと言っていいほど議員協議会をお願いをして、国保の保険税の議論を別途質疑応答含めてやらせていただいた経過があるかと思います。あわせて、これ別話でありますけれども、保育料の2年に1度の改定についても、この6月議会とか3月議会で行ってきた経過がありますけれども、多少、小泉政権以降かなり大変な状況が続いた以降、繰り入れがずっといわゆるルール外の繰り入れを行って経済対策と称して、これは前の今西町長のときもそうでありましたけれども、経済対策として国民健康保険税の据え置きをして一般会計の繰り入れをしていくという方式をとってまいりました。この方式をする過程の中で、実は議員協議会で議論をしていただくことが余りなくなってきたかなと私、今振り返ったときに、そう思っております。幸いにして3月の21年度の補正予算のときに議論をいただきました。大変ありがたいなと思っておりますし、そういうことを受けて、ただいま委員からご指

摘されたような改善検討もしなければならないということを含めて今般町長から行政報告をしていただいて、単にいわゆる予算措置が終わったということだけで済むのではなくて、その内側には何が問題があるかということをご皆さんに十分ご理解をいただいた上で、この先に進んでいきたいと、そういう思いで町長のほうから行政報告申し上げたと思いますし、そういうことを含めて、ただいま委員から指摘ありますように、あるいは前段私から言った時期を見通して、今後あるべき姿についての議論を議会の皆様にもご意見を伺っていききたいなどというふうに考えています。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国民健康保険事業の広域の問題ですが、現在道内には中空知と大雪と後志の3カ所で行っております、いずれも広域連合ということでやっております。メリットということについては聞いておりませんが、私が知っている限りでは、特に中空知に関しましては、介護保険を一部事務組合でやって、それに国保も後で追加して広域連合にしたということで承知をしております。ただ、私どものほうに広域連合でやっただの程度のスケールメリットがあったかというような情報については来ておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、副町長から立派な回答をいただきました。そういうことで、大変この国保勘定もこれから楽になることはない、厳しくなっていくわけですが、私も本当にできれば課題はやはり国保の運営の広域が再編されることが一番だなと。お金のあるところからないところに平均化、平準化されるということは、やはり全道一円にそうなるべきなのかなと、こう思っておるものですから、それまでの間、なかなか大変だと思いますけれども、赤字になりましたから、またもまたも一般会計からどんどん入れればいいのかというようなことにはならないわけですから、その辺も調節しながら、できるだけ早くやはりこの広域の形を整えるような努力を管内挙げてやるのが私たちの使命なのかなと、そういうふうにも思っております。その辺は町長にひとつ頑張ってもらわなければならないわけですから、そういう意味の広域の決意を、町長の決意をお聞きしておきたいなど、このように思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

委員のご指摘のことについては、私も全く同感でございます、やはりできるだけ早い時期に全道、少なくとも全道規模の広域化というものが、できれば全国規模というのが私は必要ではないのかなと思っております。その上での負担が重たいか、重くないかという話になるのではないのかなと思っておりますので、これからもそういった意味で取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことでお願いをしたいなと思っております。

ただ、私もこの国保のいわゆる財産でとっている分については、ちょっといろいろと本当に検討もこれからしなければならないなと思っております。こともたくさんあるのですが、これはまたそういう場面で出していきたいと思っておりますので、そういうことで努力をしていただきたいなと存じます。

最後になります。最後に、けさちょっと電話いただいたのですが、議会に言わなくてもいいので、議会で言うておいたほうがいいのかと申す言うのですが、これは建設課のほうの担当かなと思うのですが、パークゴルフ場、非常にクローバーが多くて、いわゆる草の刈り方が、刈るのだったらしっかり刈ってほしいのだという、こういう電話が入った。私、行ったことないものですからわからないので、言われたまま、今ここでしゃべっていて、いや、刈っているよと言われたらそれまでなのですが、もう少しどうせ刈るのだったら、きれいに刈ってほしいという、そういうことがあったものですから、その辺、草刈りの関係はどんなことになっているのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

パークゴルフ場の芝刈りにつきましては、ご案内のとおり、高齢者事業団の公園の芝刈りの一括として委託している状況にあります。現在の状況につきましては、例年どおりのペースで、6月までについては週1回、また6月に入りまして週2回というペースに今切りかえている時期でございます。私どものほうにも草刈りの状況につきまして、受付の方々にも迷惑をおかけしているような情報を伺って耳にしておりました。ちょっと弁解がましい話になるかもしれないのですが、先々週あたり、かなり長雨が続いた状況で、ルーチンのいわゆる草刈りがちょっとずれてしまった状況があります。そのときに、直後に晴れてプレーされた方々にとっては、非常にご迷惑をおかけしたかなというふうに反省しているところでございます。芝もその土地、その土地によって状況が違うわけなのですけれども、クローバーの葉もひどいコースが私から見てもちょっと厳しいなというような状況も承知してございます。ご存じのとおり、河川敷をお借りして、また一部町有地ということも含めて使っているパークゴルフ場でございますので、これまでどおり、葉は使わないで面倒を見ていきたいという状況でございます。

本日、協会長さんも見えられて担当のほうと打ち合わせしている部分がございます。草刈りの部分について今状況も含めて、今後の対応策についても担当のほうで今打ち合わせして、もう少し事業団さんのほうでも非常に努力していただいていることもお伝えしなければなりませんし、なおかつ、この今日的な状況、ことしの状況も踏まえて、まだ何とかできる部分があるのかどうか、できる範疇のことについてさらに現地調査を進めて対応できることについては対応したいというふうに思っているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そういうふうにできるだけ管理をしていただければありがたいと思います。特に、ときわのほうは外部から来てお金払っているものですから、そういうこともあるのでしょうか。そういう話も出てきたものですから、ひとつその辺を気を使っていただいて、管理運営をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 討論ないものと認めます。

これより議題2案を採決いたします。

議題2案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、議案第49号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長(黒沼俊幸君) 以上で議案第48号・議案第49号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもって議案第48号・議案第49号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1時48分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 黒 沼 俊 幸